

## たつの市電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この告示は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札（見積り合わせにより契約の相手方を決定するものを含む。以下「電子入札」という。）及びこれに関する一連の手続の運用に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、たつの市契約規則（平成17年規則第40号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用者登録)

第2条 電子入札に参加しようとする者は、市の電子入札システムに、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 企業情報
- (2) 代表窓口情報
- (3) 電子証明書を格納したICカード（以下「ICカード」という。）の利用部署情報

2 前項の登録をした者は、登録の内容に変更が生じたときは、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(電子入札に使用するICカード)

第3条 契約担当者が電子入札に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認定認証事業者」という。）が発行したものとする。

2 入札参加者が電子入札に使用するICカードは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 認定認証事業者が発行したものであること。
- (2) たつの市建設工事等入札参加者名簿に登載された代表者又は受任者（以下「代表者等」という。）の名義で取得したもので、当該ICカード情報が電子入札システムに登録されていること。
- (3) 入札参加者が特別共同企業体（たつの市建設工事特別共同企業体取扱要綱（平成18年告示第27号）第2条の特別共同企業体をいう。以下同じ。）である場合は、同要綱第5条第3号に規定する代表者が属する建設業者が、当該建設

業者の代表者等の名義で取得したもので、当該 I C カード情報が電子入札システムに登録されていること。

- 3 入札参加者が I C カードを不正に使用した場合は、当該入札参加者の行った電子入札は、無効とする。

(案件登録)

第 4 条 契約担当者は、次に掲げる事項を電子入札システムに登録するものとする。

- (1) 電子入札の対象とする案件（以下「案件」という。）の概要
- (2) 案件の詳細
- (3) 入札の期間その他電子入札の実施に係る期間、日時等

- 2 入札の期間は、原則として開札日の前々日及び前日の 2 日間とし、その他の期間は、紙の入札書を提出して行う入札（以下「紙入札」という。）の場合に準じるものとする。

- 3 契約担当者は、第 1 項の規定により登録した内容を修正する必要がある場合は、次項に定めるときその他登録した内容を修正することができることを除き、直ちに登録した内容の全部を削除したうえで、改めて案件登録をするものとする。

- 4 契約担当者は、第 1 項に規定する案件の概要等の登録後において、開札日時を変更する必要がある場合、入札参加者に対して、速やかに開札日時を変更することを電話等の確実な方法で連絡するとともに、変更後の開札日時を開札日時変更通知書により通知するものとする。

(紙入札への変更)

第 5 条 契約担当者は、市の使用に係る電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用できない場合は、電子入札の手續に支障がないと認めるときを除き、入札方法を電子入札から紙入札に変更するものとする。

(入札参加申込に伴う手續)

第 6 条 一般競争入札のうち、契約担当者が電子入札によることとした案件に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「提出資料」という。）を電子入札システムにより送信しなければならない。

- 2 契約担当者は、申込書を電子入札システムにより受信した場合において、申込書の補正等の必要がないときは、参加申込書受付票を参加希望者に電子入札システムにより送信するとともに、その業者詳細情報を保管するものとする。

3 契約担当者は、資格等の審査結果について、入札参加資格確認結果通知書を参加希望者に電子入札システムにより送信するものとする。

(電子入札システムによる資料の提出)

第7条 提出資料の作成時に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出資料を保存するファイル形式は、次の表のとおりとする。ただし、契約担当者がこれにより難いと認めるときは、入札公告、指名通知書等で参加希望者に通知する。

アプリケーションソフト	ファイル形式
Microsoft Word	Word2002形式以下
Microsoft Excel	Excel2002形式以下
PDFファイル	Acrobat6.0以下

2 参加希望者は、提出資料を作成するときは、ファイルを保存するときに損なわれる機能を使用してはならない。

3 参加希望者は、次に掲げる形式で提出資料を作成するときは、ファイルの圧縮をすることができる。ただし、自己解凍方式は、認めない。

(1) L Z H形式

(2) Z I P形式

4 契約担当者は、提出資料に係るファイルがコンピュータウイルスに感染していることが判明したときは、直ちに当該ファイルの閲覧を中止し、当該ファイルを電子入札システムにより送信した者と再提出の方法を協議するものとする。

5 契約担当者は、前項の場合において、完全にコンピュータウイルスを駆除することができなければ、電子入札システムによる再提出は認めない。

(書面による資料の提出)

第8条 参加希望者は、提出資料のうち次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、すべての提出資料を書面で提出しなければならない。

(1) ファイルの容量が1メガバイトを超える資料

(2) ファイルがコンピュータウイルスに感染しているおそれのある資料

(3) 特別共同企業体結成に係る届出書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、契約担当者が書面によることが必要であると認めた資料

2 前項の場合において、参加希望者は、入札参加の申込締切りの日時までに、提出資料を契約担当課まで提出しなければならない。

(連絡事項)

第9条 契約担当者は、電子入札の手続に関する情報の提供を行う必要があるときは、電子入札システムの情報公開機能及びホームページ等で提供するものとする。

2 契約担当者は、参加希望者又は入札参加者が前項の情報を閲覧しなかったことにより被った不利益についての異議を一切認めないものとする。

(質疑等)

第10条 入札参加者は、案件又は案件に係る電子入札について電子入札システムにより質問するときは、入札参加者名を特定できる内容を記載してはならない。

2 契約担当者は、入札参加者からの質問の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、当該質問に対しては、回答しない。

(入札に関し必要な事項)

第11条 入札参加者は、入札書に必要なファイルを添付し、電子入札システムにより送信しなければならない。

2 契約担当者は、入札書を受信したときは、入札書受信確認通知書を入札書を送信した入札参加者に電子入札システムにより送信するものとする。

3 次に掲げる要件に満たない電子入札は、無効とする。

(1) 入札金額その他入力が必要な事項、入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。

(2) 電子入札に使用したICカードが、第3条第2項各号に掲げる要件を満たすものであること。

(3) 入札金額に対応した積算内訳書(所定の項目すべてについて確認できるものに限る。)に係るファイルを入札書の「内訳書」欄に添付して電子入札システムにより送信し、その情報が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。

4 第7条の規定は、前項第3号の積算内訳書について準用する。

5 入札参加者は、時間的な余裕をもって電子入札システムによる入札書の送信作業を行うとともに、入札書受信確認通知書を印刷して保管しなければならない。

6 入札参加者は、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、入札

参加者が電子入札に使用する電子計算機の付近で待機し、手続の進行状況を確認しなければならない。

- 7 入札参加者は、第3条に規定するICカードが失効、停止又は破損した場合に備えて、予備の同一名義人のICカードを準備するよう努めるものとする。
- 8 契約担当者は、電子入札システムに入札書の情報が記録された後は、入札書の書換え、引換え又は撤回を認めない。
- 9 電子入札における入札に関し必要な事項は、前各項に掲げる事項を除き、紙入札の場合に準じるものとする。

(紙入札の承認)

第12条 電子入札と紙入札の併用は行わない。ただし、第3項の規定により契約担当者の承認を受けたときを除く。

- 2 入札参加者は、案件について紙入札で参加しようとするときは、紙入札承認願を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 契約担当者は、前項の規定により紙入札承認願が提出された場合において、その理由が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条件を付して紙入札を行うことを承認するものとする。この場合において、契約担当者は、紙入札承認願を提出した者に対し、紙入札承認通知書を交付するものとする。
  - (1) ICカードが失効、停止又は破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行を申請中のとき。
  - (2) 前号のほか、入札参加者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続に支障がないと契約担当者が認めるとき。
- 4 契約担当者は、紙入札を承認したときは、入札書の受付の締切りの日時（以下「入札締切日時」という。）までに、電子入札システムに前項の規定により紙入札を承認された者（以下「紙入札業者」という。）の登録を行わなければならない。
- 5 紙入札業者は、入札書及び積算内訳書を、それぞれ別の封筒に封入して、指定した日時までに指定した場所へ提出しなければならない。この場合において、入札書及び積算内訳書の受領書が発行されたときをもって、入札書及び積算内訳書の情報が入札システムに記録されたものとする。
- 6 契約担当者は、紙入札業者が持参した入札書及び積算内訳書を厳重に保管するものとし、入札書は開札日時まで、積算内訳書は入札締切日時後に実施する内容の確認時まで、封入された封筒を開封してはならない。

(入札書受付締切)

第13条 契約担当者は、入札締切日時を経過したときは、入札参加者に対し入札書受付締切通知書を発行するとともに、入札参加者の業者詳細情報を保管するものとする。

2 契約担当者は、入札締切日時の経過後は、入札書の提出又は電子入札システムによる送信を受け付けない。

(入札の辞退)

第14条 入札参加者は、入札締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に限り、辞退届を電子入札システムにより送信して入札を辞退することができる。

2 入札締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、電子入札システムによる前項の辞退届の送信もない入札参加者は、入札締切日時を経過した時をもって当該電子入札を辞退したものとみなすものとする。

(開札の実行)

第15条 契約担当者は、開札日時の経過後、遅滞なく、開札の手続を開始するものとする。

2 契約担当者は、紙入札業者があるときは、紙入札業者を立ち合わせて、事前に提出された入札書の入った封筒を開封し、それぞれの入札書の内容を確認するものとする。この場合において、入札書が有効である場合は、契約担当者は、当該入札金額を電子入札システムに入力する。

3 契約担当者は、一般競争入札においては、第6条第2項及び第13条第1項の規定により保管した業者詳細情報をもとに、電子入札に使用されたICカードが入札参加の申込みに使用された名義人のものと同一であることを確認するものとする。

4 契約担当者は、指名競争入札においては、第13条第1項の規定により保管した業者詳細情報をもとに、電子入札に使用されたICカードが登録名簿に登録された代表者等が取得したものであることを確認する。

5 契約担当者は、積算内訳書の内容の確認を入札締切日時後に行うことができるものとする。

(開札状況に関する情報提供)

第16条 契約担当者は、入札参加者に開札の進捗状況に関する情報提供を行う必要

があると認めるときは、電子入札システムに進捗状況を登録するものとする。

(落札決定)

第17条 契約担当者は、落札者を決定したときは、電子入札を執行した担当者の電子署名（以下「執行担当署名」という。）を付加した落札決定通知書を入札参加者に電子入札システムにより送信するものとする。

(くじ引きによる落札者の決定)

第18条 落札となるべき金額の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札者を決定する。

2 電子くじによって落札者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとする。第12条第3項の規定により紙入札を承認した場合も同様とする。

(落札決定の保留)

第19条 契約担当者は、たつの市低入札価格調査制度取扱要領（平成18年告示第26号）第3条第1項に規定する調査基準価格を設けた場合において、低入札価格調査を実施するために落札決定を保留したときは、執行担当署名を付加した落札保留通知書を入札参加者に電子入札システムにより送信するものとする。

(再度の入札)

第20条 契約担当者は、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がなく、次条第2項に規定する事由もないときは、再度入札通知書を有効な入札を行った入札参加者に電子入札システムにより送信し、再度の入札を執行するものとする。

(入札の打ち切り)

第21条 入札の執行回数は、原則として2回までとする。ただし、たつの市予定価格等事前公表実施要領（平成19年告示第16号）に基づき、予定価格を事前公表したときは、1回とする。

2 契約担当者は、2回目の入札の結果、落札者がいないとき、又は一般競争入札及び指名競争入札において、市があらかじめ定めた最低入札参加者数未滿となったときは、入札を打ち切る。

3 契約担当者は、入札を打ち切ったときは、執行担当署名を付加した入札取止め通知書を入札参加者に電子入札システムにより送信する。

(開札結果の公表)

第22条 開札結果の公表は、紙入札の場合に準じるものとする。

(補則)

第23条 この告示に定めるもののほか、市が実施する電子入札及びこれに関する一連の手續に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月9日から施行する。